

役員報酬規程

制 定 平成25年8月1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県青果物基金協会(以下、「本会」という。)定款第30条第1項に基づき、本会の役員報酬基準について定めることを目的とする。

(報酬及び金額)

第2条 役員が職務により総会、理事会その他の会議に出席したときは、役員報酬として日当(1日につき、4,500円)を支給する。

(支給方法)

第3条 前条の日当の支給は、役員が前条の会議に出席する都度、現金により支給する。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年8月1日施行)

役員報酬規則

制 定 平成26年6月30日

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人山口県青果物基金協会（以下、本会という。）役員報酬規程第4条に基づき、規程の実施について定める。

(実施内容)

第2条 役員報酬規程第2条に定める役員報酬については、毎事業年度初めの理事会における議決に基づき、当年度の支給を停止することができる。

附 則

(制定・改廃)

1. この規則の制定・改廃は理事会の議決により理事長が決定する。ただし、簡易な事項については理事長が決定する。

(疑義解明)

2. この規則の解釈その他の疑義は、事務局長が決定する。

(施行期日)

3. この規則は、平成26年6月30日より施行する。

(補 則)

4. 平成25年度における年度当初理事会は、平成26年6月30日開催理事会とみなすものとする。